

# 第13回総合教育会議 参考資料

1

## 【参考】 H27地教行法改正の概要 ①

### これまでの 教育委員会の 課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある



### 教育委員会 の改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

### 政治的中立性の確保

- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

2

# 【参考】 H27地教行法改正の概要 ②

**POINT ① 教育長** **教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置**

首長は教育長を任命していない  
緊急事態！ 会議招集のタイミングは……  
委員長 (非常勤) 教育委員会の代表者、会議の主宰者  
教育長 (常勤) 具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者  
どちらが責任者？  
教育委員長と教育長を一本化

**新「教育長」**  
★教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）  
★任期3年

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待  
 ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化  
 ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に  
 ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

# 【参考】 H27地教行法改正の概要 ③

**POINT ③ 総合教育会議** **すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置**

あまり教育に口を出さない方がいいのかな  
予算の権限を持つ首長はどう考えているのかな  
●大学に関すること  
●私学に関すること  
●予算の編成・執行  
●条例案の提出  
教育に関する大きな権限  
密接な関連  
●公立学校の設置・管理・廃止  
●教職員の人事  
●教育課程、生徒指導  
●教科書、その他の教材の取り扱い  
●施設設備、整備  
●社会教育  
●スポーツ、文化、文化財

**総合教育会議**  
首長  
教育長  
委員  
委員  
委員  
意見聴取者

総合教育会議の設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は以下のとおり。
  - ① 教育行政の大綱の策定
  - ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に  
 ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

# 【参考】 H27地教行法改正の概要 ④

## POINT④ 大綱

### 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

